

# ○熱海市情報公開条例

平成10年3月31日

条例第2号

## 目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 公文書の開示

第1節 公文書の開示（第5条—第18条）

第2節 不服申立て（第19条—第21条）

第3章 熱海市情報公開審査会（第22条—第28条）

第4章 雑則（第29条—第33条）

第5章 罰則（第34条）

## 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の市政についての知る権利を尊重して公文書の開示を請求する権利について定めること等により、熱海市（以下「市」という。）の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政の公正な執行と市民の信頼の確保を図り、民主的で開かれた市政の推進に資することを目的とする。

（平23条例3・一部改正）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長（公営企業管理者の権限を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会並びに熱海市土地開発公社をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員（議会にあっては、議会の事務局の職員に限る。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関

が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

(平23条例3・一部改正)

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の運用に当たっては、公文書の開示を請求する権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(平23条例3・一部改正)

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求するものは、この条例の目的とするとともに従いその権利を正当に行使するとともに、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

(平23条例3・一部改正)

## 第2章 公文書の開示

### 第1節 公文書の開示

(平23条例3・節名追加)

(開示請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、その保有する公文書の開示を請求することができる。

(平23条例3・一部改正)

(開示請求の手續)

第6条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した規則で定める書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所（法人その他の団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提

供するよう努めなければならない。

(平 2 3 条例 3 ・ 一部改正)

(公文書の開示義務)

第 7 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の明示の指示その他これに類する行為により、公にすることができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 2 2 年法律第 1 2 0 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 1 1 年法律第 1 0 3 号）第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 1 3 年法律第 1 4 0 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分。ただし、当該公務員等の氏名に係る情報を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害する

おそれがある場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

- (5) 市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (6) 市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ  
オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立  
行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(平23条例3・一部改正)

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(平23条例3・全改)

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第7条第1号に規定する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(平23条例3・追加)

(公文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(平23条例3・追加)

(開示請求に対する措置)

第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（平23条例3・旧第9条線下・一部改正）

（開示決定等の期限）

第12条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、請求のあった日から15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（平23条例3・旧第10条線下・一部改正）

（開示決定等の期限の特例）

第13条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について開示決定等をする期限

（平23条例3・旧第11条線下・一部改正）

（事案の移送）

第14条 実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送し

た旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（平23条例3・追加）

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第15条 開示請求に係る公文書に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第20条及び第21条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第19条及び第20条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(平23条例3・追加)

(開示の実施)

第16条 公文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(平23条例3・全改・旧第12条繰下)

(他制度との調整)

第17条 法令等の規定により、公文書を閲覧し、若しくは縦覧し、又は公文書の謄本、抄本その他の写しの交付を求めることができる等の場合における当該公文書の開示については、当該法令等の定めるところによる。

2 実施機関は、熱海市立図書館その他の市の施設において市民の利用に供することを目的として管理している公文書については、この条例に基づく開示をしない。

(平23条例3・追加)

(費用負担)

第18条 この条例の規定による公文書の開示に係る手数料は、熱海市手数料徴収条例(平成12年熱海市条例第5号)の規定にかかわらず、無料とする。

2 公文書の開示を受けるものは、実費の範囲内において規則で定める額の開示の実施に係る費用を負担しなければならない。

(平12条例5・一部改正、平23条例3・旧第13条繰下・一部改正)

第2節 不服申立て

(平23条例3・節名追加)

(審査会への諮問)

第19条 開示決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに熱海市情報公開審査会に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る公文書の全部を開



示する旨の決定を除く。以下この号及び第21条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(平23条例3・旧第14条線下・一部改正)

(諮問をした旨の通知)

第20条 前条の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者(開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(平23条例3・追加)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第21条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る公文書を開示する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(平23条例3・追加)

### 第3章 熱海市情報公開審査会

(平23条例3・章名追加)

(熱海市情報公開審査会)

第22条 第19条の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、熱海市情報公開審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、前項の規定による調査審議を行うほか、情報公開に関する事項について実施機関に意見を述べることができる。
- 3 審査会は、委員5人以内で組織する。
- 4 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の

残任期間とする。

- 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(平23条例3・旧第15条線下・一部改正)

(審査会の調査権限)

第23条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

- 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(平23条例3・追加)

(意見の陳述)

第24条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(平23条例3・追加)

(意見書等の提出等)

第25条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

- 審査会は、第23条第3項若しくは第4項又は前項の規定により不服申立人等から意

見書又は資料の提出があったときは、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、不服申立人等（当該意見書又は資料を提出した者を除く。）に対し、当該意見書又は資料の写しを送付しなければならない。

（平 2 3 条例 3 ・ 追加）

（調査審議手続等の非公開）

第 2 6 条 第 1 9 条の規定による諮問に応じ審査会が行う調査審議に係る手続及び公文書は、公開しない。

（平 2 3 条例 3 ・ 追加）

（答申書の送付等）

第 2 7 条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（平 2 3 条例 3 ・ 追加）

（規則への委任）

第 2 8 条 この章に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（平 2 3 条例 3 ・ 追加）

#### 第 4 章 雑則

（実施機関の保有する情報の提供に関する施策の充実）

第 2 9 条 実施機関は、第 2 章第 1 節に定める公文書の開示のほか、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、その保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で市民に明らかにされるよう、その保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

（平 2 3 条例 3 ・ 旧第 1 6 条繰下 ・ 一部改正）

（出資法人等の情報公開）

第 3 0 条 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人で規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体で市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書であって自己が管理を行う同法第 2 4 4 条第 1 項に規定

する公の施設に関するものの公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 実施機関は、出資法人又は指定管理者に対し、前2項の必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(平23条例3・全改・旧第17条線下)

(公文書の管理)

第31条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

- 2 公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関し必要な事項は、規則で定めるところによる。

(平23条例3・追加)

(施行の状況の公表)

第32条 市長は、実施機関に対し、この条例の施行の状況について報告を求めることができる。

- 2 市長は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(平23条例3・旧第18条線下・一部改正)

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平23条例3・旧第20条線下・一部改正)

## 第5章 罰則

(平23条例3・追加)

第34条 第22条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。

- 2 前項の規定は、市の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。

(平23条例3・追加)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年10月1日から施行する。

(平23条例3・一部改正)

(経過措置)

- 2 この条例は、平成10年4月1日以後に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得し

た公文書について適用する。

(平23条例3・一部改正)

- 3 実施機関は、平成10年4月1日前に当該職員が職務上作成し、又は取得した公文書で、その管理が行われているものについて開示請求があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。

(平23条例3・追加)

- 4 前項の規定に基づき行う開示請求の手續その他の行為については、第2章の規定の例による。

(平23条例3・追加)

附 則 (平成12年条例第5号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成23年規則第18号で平成23年10月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にされている改正前の熱海市情報公開条例（以下「旧条例」という。）第6条の規定による公文書の開示の請求及び旧条例第17条に規定する公文書の開示の申出は、改正後の熱海市情報公開条例（以下「新条例」という。）第5条の規定による公文書の開示の請求とみなす。
- 3 この条例の施行の際現にされている旧条例第14条に規定する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立ては、新条例第19条に規定する同法による不服申立てとみなす。
- 4 前2項に規定するもののほか、新条例の施行前に旧条例の規定によりされた処分、手續その他の行為は、新条例の相当規定によってされたものとみなす。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。